

Ⅳ 資料編



1. 伊万里市総合計画策定条例

平成30年3月23日

条例第1号

(総合計画の策定)

第1条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画で構成され、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための指針をいう。
- (2) 基本構想 本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための基本的な方向を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な計画で、基本構想における将来の都市像を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市長が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(審議会への諮問等)

第4条 市長は、総合計画の策定又は変更にあたっては、あらかじめ、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する市長の附属機関をいう。)に諮問するものとする。

- 2 前項の規定による諮問に応じて調査し、及び審議するため、伊万里市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とし、役職をもって委嘱し、又は任命された委員の任期は、その役職の在任期間とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定又は変更について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(伊万里市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 伊万里市総合計画審議会条例(昭和46年条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画は、この条例に基づき策定された総合計画とみなす。

2. 伊万里市総合計画審議会規則

平成30年3月23日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市総合計画策定条例(平成30年条例第1号)第4条第5項の規定に基づき、伊万里市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民間団体の代表者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議事項を専門的に分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織し、部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、委員のうち、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第17号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3. 伊万里市総合計画審議会委員名簿

規則区分	団体名	役職	氏名	備考
1号委員 民間団体の 代表者	伊万里市区長会連合会	会長	田中啓三	副会長
	伊万里市民生委員児童委員協議会	会長	清水正彰	
	小中学校連合PTA	会長	西靖幸	
	伊万里市ボランティア連絡協議会	副会長	大谷信雄	
	伊万里市民まちづくり推進会議	会長	山本和良	
	いまり女性ネットワーク	会員	古川由紀	
	伊万里市男女協働参画懇話会 いまりプラザ	会長	川原フジエ	
	伊万里商工会議所	会頭	古賀富男	
	伊万里市農業協同組合	代表理事 組合長	田代直樹	
	伊万里金融協会	会長	吉武弘嗣	
	伊万里市消防団	団長	池田義幸	
	伊万里記者会		青木宏文	
2号委員 市及び 関係行政機関の 職員	伊万里公共職業安定所	所長	田中信二	
	佐賀県地域交流部さが創生推進課	課長	堀岡真也	
	伊西地区県立学校校長会	会長	山下秀司	
	伊万里警察署	署長	黒木昭彦	
3号委員 学識経験を 有する者	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科	特任教授	加登田恵子	
	西九州大学子ども学部	学部長	上野景三	
	西南学院大学商学部	教授	藤川昇悟	
	佐賀大学工学部理工学科	准教授	後藤隆太郎	
	佐賀大学工学部理工学科	教授	大串浩一郎	
	西南学院大学商学部	教授	戸田順一郎	会長
4号委員 公募市民	公募委員		池永大介	
	公募委員		石本洋子	
	公募委員		島田美代子	
	公募委員		谷口茂雅	
	公募委員		松尾梨香	
	公募委員		村上武大	

4. 伊万里市総合計画審議会部会委員名簿

(健康福祉部会)

役職名	所 属		氏 名
部会長	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科	特任教授	加登田 恵 子
委 員	伊万里市民生委員児童委員協議会	会 長	清 水 正 彰
	伊万里市ボランティア連絡協議会	副会長	大 谷 信 雄
	いまり女性ネットワーク	会 員	古 川 由 紀
	公募委員		松 尾 梨 香

(教育文化部会)

役職名	所 属		氏 名
部会長	西九州大学子ども学部	学部長	上 野 景 三
委 員	小中学校連合PTA	会 長	西 靖 幸
	伊万里記者会		青 木 宏 文
	伊西地区県立学校校長会	会 長	山 下 秀 司
	公募委員		島 田 美代子

(産業振興部会)

役職名	所 属		氏 名
部会長	西南学院大学商学部	教 授	藤 川 昇 悟
委 員	伊万里商工会議所	会 頭	古 賀 富 男
	伊万里市農業協同組合	代表理事 組合長	田 代 直 樹
	伊万里公共職業安定所	所 長	田 中 信 二
	公募委員		谷 口 茂 雅

(基盤整備部会)

役職名	所 属		氏 名
部会長	佐賀大学工学部理工学科	准教授	後 藤 隆太郎
委 員	伊万里市男女協働参画懇話会いまりプラザ	会 長	川 原 フジエ
	伊万里金融協会	会 長	吉 武 弘 嗣
	公募委員		池 永 大 介

(環境安全安心部会)

役職名	所 属		氏 名
部会長	佐賀大学工学部理工学科	教 授	大 串 浩一郎
委 員	伊万里市区長会連合会	会 長	田 中 啓 三
	伊万里市消防団	団 長	池 田 義 幸
	伊万里警察署	署 長	黒 木 昭 彦
	公募委員		石 本 洋 子

(新しい協働創造部会)

役職名	所 属		氏 名
部会長	西南学院大学商学部	教 授	戸 田 順一郎
委 員	伊万里市民まちづくり推進会議	会 長	山 本 和 良
	佐賀県地域交流部さが創生推進課	課 長	堀 岡 真 也
	公募委員		村 上 武 大

5. 諮問書

伊企政第159号
令和4年8月23日

伊万里市総合計画審議会
会長 戸田 順一郎 様

伊万里市長 深浦 弘信



伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）の諮問について

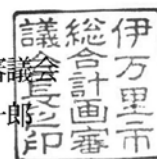
伊万里市総合計画策定条例第4条の規定により、伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）について、別冊のとおり諮問いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

6. 答申書

令和4年9月22日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市総合計画審議会
会長 戸田 順一郎



伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

伊万里市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、令和4年8月23日付伊企政第159号において諮問された伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）については、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申いたします。

7. 第6次総合計画(後期基本計画等)策定経過

年 月 日	内 容
令和4年3月1日～3月22日	市民アンケート 対 象 者: 3,500人 回収票数: 1,345票(回収率38.4%)
5月10日	第1回企画委員会議
6月 6日	第1回企画幹事会議、企画主任会議
6月29日	市議会全員協議会説明
7月16日	まちづくり市民会議
8月 1日	第2回企画委員・企画幹事合同会議
8月23日	第1回総合計画審議会(諮問)
8月23日～9月9日	総合計画審議会 部会 (健康福祉部会、教育文化部会、産業振興部会、基盤整備部会、 環境安全安心部会、新しい協働創造部会)
9月14日	市議会全員協議会説明
9月22日	第2回総合計画審議会
9月22日	答申
10月3日～10月26日	市民意見提出手続(パブリックコメント)
12月21日	定例議会にて議決 (第6次総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定)